

## 令和3年度 第3回大田区子ども・子育て会議について

1 開催日 令和4年2月7日 (web 会議システムを使用し、オンラインで開催)

### 2 議事

#### (1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取

令和4年4月に民営化する仲六郷保育園について、利用定員を定める場合に必要となる委員からの意見聴取を行った。

##### 主な意見と区の回答

- ・民営化への引継ぎ期間内で安定した保育が保たれるのか。また、代替園庭（公園）までの徒歩4分は子どもの足でかかる時間なのか。
- 引継ぎは昨年10月から開始しており、保護者と新旧の園長との面談を行うなど、4月から混乱が生じないように丁寧に行っている。また、代替園庭までの徒歩4分は子どもの足でかかる時間である。

#### (2) 児童虐待防止に向けた大田区の取組み

児童虐待における現状と課題及び課題解決に向けた主な取組みについて説明した。

##### 主な意見と区の回答

- ・一般的に0歳から2歳で保育園等に通っていない子どもの虐待リスクが高いと言われている。例えば、こうした子どもを持つ家庭が気軽に相談できる場所を整備するなどの環境づくりに取組んでもらいたい。
- 妊婦のうちから相談支援を行えるよう、予防的支援とうきょうモデル事業を推進し、虐待の未然防止に取組んでいく。また、特定妊婦の相談も増えているので、引き続き切れ目のない支援に取組んでいく。
- ・品川児童相談所の虐待受理件数の半分を大田区が占めている。引き続き養育支援家庭訪問などにより、しっかりと家庭の状況を把握する体制を整備してほしい。
- 地域の方々と連携し、大田区、地域が一丸となって対応していきたい。そのためにも、引き続きホームページや区報など、様々な機会を通じて啓発事業等に取組んでいく。

#### (3) 大田区不登校対策アクションプラン

小中学校の不登校対策に関する基本的な考え方及び学校や教育委員会の取組み等について説明した。

##### 主な意見と区の回答

- ・学校に行けない子どもに対する学習機会を確保するため、ICTをどのように活用しているか。
- 現在、小中学校で一人一台のタブレット端末を配付している。不登校の生徒も端末を持っており、授業の配信等により学びの機会を保障している。また、学習アプリを活用し、自分でも学習ができる状況となっている。

- ・子どもだけでなく、心理的に不安を抱えて追い込まれている保護者にも目を向けた支援を行ってほしい。
- 教育相談を充実させるため、各校にスクールカウンセラーを配置し、子どもだけでなく、保護者と相談しながら取り組んでいる。また、登校支援員を配置し、不登校の子どもの送り迎えを行うなど、家庭と連携して進めている。

### 3 その他

今年度の会議は今回で終了した。令和4年度の第1回会議は、6月下旬から7月上旬を目途に開催予定。

## 令和3年度 第3回 大田区子ども・子育て会議 次第

- 1 開会
  - 2 こども家庭部長挨拶
  - 3 議事
    - (1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取
    - (2) 児童虐待防止に向けた大田区の取組み
    - (3) 大田区不登校対策アクションプラン
  - 4 その他
- 

### 【資料】

- 資料1 大田区子ども・子育て会議委員名簿、区側出席者一覧
- 資料2 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取(保育所)
- 資料3 児童虐待防止に向けた大田区の取組みについて
- 資料4 大田区不登校対策アクションプランについて(概要)

大田区子ども・子育て会議委員名簿  
(敬称略)

資料 1

番号	区 分	団 体 名 等		委員氏名
1	学識経験者 (1名)	大学教授等	関東学院大学	シブヤ マサシ
				澁谷 昌史
2	区民(1名)	公募委員		シバタ マユミ
				柴田 まゆみ
3	子どもの保護者 (1名)	公募委員		フクイ サトシ
				福井 聡
4	子育て支援に関する 事業に従事する者 (4名)	大田区私立幼稚園連合会 代表		エジリ マサキ
				江尻 雅樹
5		大田区私立保育園連合会 代表		カトウ タモツ
				加藤 保
6		学校法人 簡野育英会 代表		キクチ ショウドウ
				菊地 渉道
7		社会福祉法人 大洋社 代表		サイトウ ヒロミ
			齋藤 弘美	
8	区内関係団体の 推薦を受けた者 (6名)	大田区3医師会 代表 (田園調布医師会 副会長)		ウチヤマ ヒロシ
				内山 浩志
9		大田助産師会 代表		チョウ ソンヒ
				趙 成喜
10		大田区民生委員児童委員協議会代表		ヨシダ ヒサシ
				吉田 久司
11		大田区青少年対策地区委員会会長会代表		ワダ ヨシアキ
				和田 芳明
12		労働団体代表(連合大田地区協議会)		モリヤ ケンコウ
				森谷 憲光
13		東京商工会議所大田支部		タジリ クミコ
				田尻 久美子
14	区議会議員 (2名)	こども文教委員会 委員長		オオハシ タケシ
				大橋 武司
15		こども文教委員会 副委員長		スガヤ イクエ
				菅谷 郁恵

## 令和3年度 第3回大田区子ども・子育て会議

## 区側出席者一覧

	職 名	氏 名
1	こども家庭部長	浜口 和彦
2	子育て支援課長	有我 孝之
3	児童相談所開設準備担当課長 (副参事(放課後居場所づくり担当)兼務)	増田 玲子
4	子ども家庭支援センター所長	村田 敦子
5	保育サービス課長	津本 卓也
6	保育サービス推進担当課長	早田 由香吏
7	こども家庭部副参事(子育て施設基盤整備担当)	北村 操
8	教育総務課長	政木 純也
9	幼児教育センター所長	岩崎 政弘
10	健康政策部副参事(地域保健担当)	荒浪 明子

子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取（保育所）  
 （新規開設に係る特定教育・保育施設）

資料 2

	認可予定 年月日	施設の状況			設置者の状況				認可・認定 定員数	利用定員				
		施設名	施設 種別	所在地	設置者名称	主たる事務所所在地	代表者の状況			1号認定 子ども ※1	2号認定 子ども ※2	3号認定子ども ※3		計
							氏名	職名				満1歳未満	満1歳以上	
1	令和4年 4月1日	簡野学園ふぞく仲六郷 保育園	保育所	東京都大田区仲六郷一丁 目29番10号	学校法人簡野育英会	東京都大田区本羽田一 丁目4番1号	簡野 高道	理事長	133人		83	0	50	133

133人 83人 人 50人 133人

※1 法第十九条第一項第一号に掲げる子ども(3歳以上の教育認定)

※2 法第十九条第一項第二号に掲げる子ども(3歳以上の保育認定)

※3 法第十九条第一項第三号に掲げる子ども(3歳未満の保育認定)

## 認可保育所 施設概要 (令和4年4月1日 認可予定)

施設	名称	簡野学園ふぞく仲六郷保育園									
	所在地	東京都大田区仲六郷一丁目29番10号									
設置者	名称	学校法人簡野育英会	代表者職・氏名	理事長 簡野 高道							
	所在地	東京都大田区本羽田一丁目4番1号									
開園時間		開園時間(基本)	7時 15分 ~ 18時 15分 (11時間 分)								
		延長時間	18時 15分 ~ 20時 15分 (2時間 分) 時 分 ~ 時 分 (時間 分)								
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
		保育所定員計	0人	24人	26人	27人	28人	28人	133人		
基準職員	保育士	年齢区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
		年齢別	0人	8.3人		1.3人	1.8人		13人		
		施設型給付費(委託費)に係る加配	2人 ※うち1人は非常勤可								
	調理員	施設型給付費(委託費)に係る人数	2人								
		嘱託医	1人								
建物設備	保育室等			現計画 ≥ 基準					現計画		
		乳児室・ほふく室	0歳	0.00	m <sup>2</sup>	0.00	m <sup>2</sup>	調理室	61.21	m <sup>2</sup>	
			1歳	125.11	m <sup>2</sup>	79.20	m <sup>2</sup>		医務室 ※事務室等内に設置する場合は医務コーナーの面積	3.64	m <sup>2</sup>
			計	125.11	m <sup>2</sup>						
		保育室・遊戯室	2歳	70.29	m <sup>2</sup>	51.48	m <sup>2</sup>	便所(児童用)	47.04	m <sup>2</sup>	
			3歳	61.01	m <sup>2</sup>	53.46	m <sup>2</sup>		その他面積	1090.00	m <sup>2</sup>
			4歳	64.83	m <sup>2</sup>	55.44	m <sup>2</sup>				
			5歳	64.34	m <sup>2</sup>	55.44	m <sup>2</sup>				
遊戯室	132.34	m <sup>2</sup>			合計	1719.81	m <sup>2</sup>				
計	392.81	m <sup>2</sup>									
屋外遊戯場				[屋外]				m <sup>2</sup>			
		1,357.57 m <sup>2</sup> (基準面積 359.70 m <sup>2</sup> )		[屋上]				m <sup>2</sup> □ 避難用設備・防火設備等有			
				[代替場所]							
				(名称) 仲六郷二丁目公園 (面積) 1357.57 m <sup>2</sup>							
				(距離) 290 m 徒歩 4分				■ トイレ・水飲み場有			

京浜急行線 雑色駅徒歩7分  
 <<地図>>





1 現状と課題

背景・現状

- 児童虐待が発生するたびに、厳罰化や再発防止策を盛り込んだ法改正等が行われているが、身体的な虐待だけでなく心理的な虐待など、児童虐待の相談件数は年々増加傾向にある。※1
- こうした中、令和2年6月に区内で3歳女児死亡事例が発生した。区は検証を踏まえ、令和2年11月に今後の対応策を具体化した「子育て支援アクションプラン」を策定した。
- また、コロナ禍における外出自粛等の影響により、子育て家庭の孤立化が進み、潜在的な虐待リスクが高まっている。

課題

- ① 虐待リスクが高い親子を早期に発見し、養育支援を行うことで、保護者が安心して育児ができる状況を作り出すことが重要である。
- ② 虐待が発生した場合、家庭の再構築に向けた助言や指導を行う高度な専門機関とともに、課題解決に導く実践力を兼ね備えた職員の育成が必要である。
- ③ 虐待のリスク検知よりさらに早い段階での関係づくりを重視し、出産後ではなく、妊娠期から支援するなど、これまでとは視点の異なる予防的な支援が必要である。

2 課題解決に向けた主な取組み

(1) 「子育て支援アクションプラン」の推進

子育て世代を妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援するため、「子育て世代包括支援センター」の体制強化や子育て支援システムと保健システムの連携による虐待潜在リスクの可視化などに取組む。

【アクション1】子育て世代包括支援センターの機能強化による切れ目のない支援

【アクション2】

- (1) 子育て支援システムと保健システムの連携による虐待潜在リスクの可視化
- (2) 産後家事・育児援助事業の拡充等によるリスク検知の精度向上
- (3) 地域の子育て団体等による見守り体制の構築など複数の目によるリスク検知

(2) 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」の推進

25歳未満で第1子を妊娠している親と妊娠期からの継続的な関係性を構築することで、必要な支援に繋げるなどの児童虐待の未然防止に取り組む。

【区市町村】予防的支援チームを設置し、事業をモデル実施

- ・担当職員及び心理職・保健師等の専門職を配置し、母子保健部門や関係機関と連携しながら、チームで予防的支援を実施する。

【東京都】児童相談所と区市町村との連携を強化（児童相談所から児童心理司を派遣）

【外部】東京都医学総合研究所による調査研究

(3) 「産後家事・育児援助事業」の実施（びよびよサポート、にこにこサポート）

日常的な家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防止する。

(4) 「養育支援家庭訪問」の実施

特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行い、児童虐待を未然に防止する。

(5) (仮称)「大田区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)」の設置

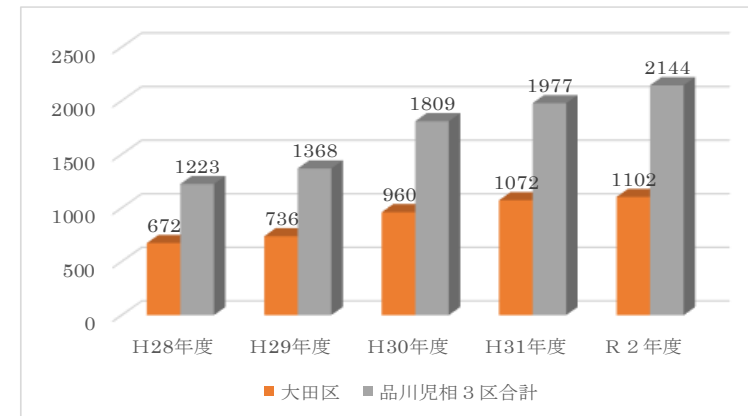
区民に最も身近な行政の強みを生かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、区が運営・管理する児童相談所を設置する。

設置にあたっては、子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合し一体的に整備する。※2



これらの取組みにより、子どもたちの生きる権利や育つ権利を尊重し、児童虐待防止に向けた切れ目のない支援を継続していく。

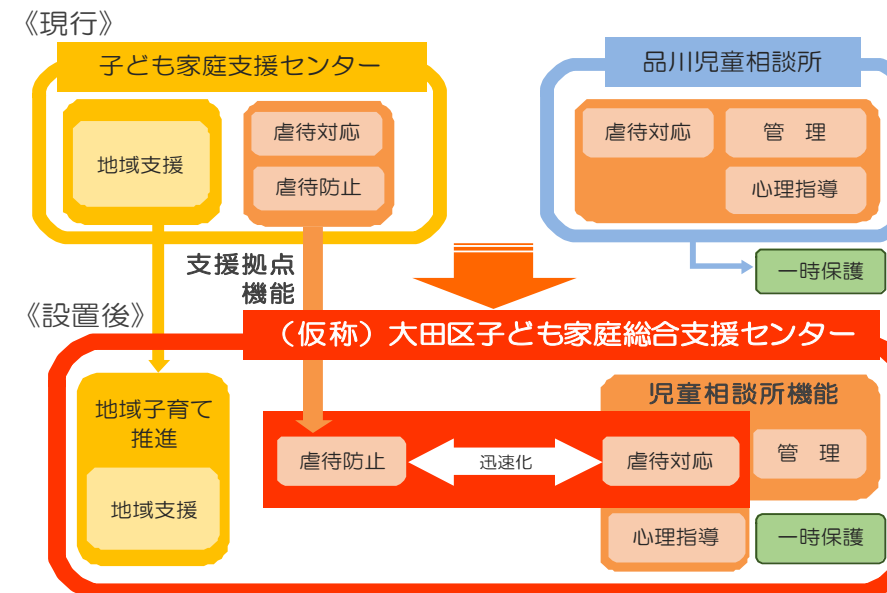
※1-1 品川児童相談所の虐待受理件数



※1-2 大田区子ども家庭支援センターの虐待受理件数

年度	受理件数	虐待種別			
		身体的	ネグレクト	性的	心理的
平成29	952	230	205	7	510
平成30	1,007	255	202	12	538
令和元	1,065	257	255	6	547
令和2	997	187	259	6	545

※2 (仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターのすがた



児童虐待対応マニュアル

区では、適切な児童虐待の通告が行われるよう、幼稚園、保育園、学校等を対象に子ども家庭支援センターや児童相談所の役割、児童虐待の見分け方や通告の心構えなどを詳細に解説したマニュアルを作成し、配布しています。



# 大田区不登校対策アクションプランについて（概要）

## 大田区の現状

- 小学校では、国や都の出現率より下回るものの、平成29年度以降は国や都と同様に増加傾向にある。
- 中学校では、国や都の出現率より高い傾向にあり、平成28年度以降は国や都と同様に増加傾向にある
- 一度不登校の状態に陥ると学校復帰に結び付きにくい状況となる。

## 基本的な考え方

- 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応
- 国や東京都の方針を踏まえる
- 不登校を児童・生徒の問題行動として捉えない
- どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉える
- 児童・生徒の社会的自立を促す
- 関係機関と連携協力を図りながら、組織的・計画的な取組を実施

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」  
(平成28年12月)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」(平成29年 文部科学大臣決定)

「児童・生徒を支援するためのガイドブック」(平成30年12月 東京都教育委員会)

## 大田区不登校対策アクションプラン（概要）

### 基本方針策定の意義

全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を伸長する目的のもと、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応等の総合的な対策を効果的に推進する。

### 不登校の定義

「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

### 基本的な考え方

- 1 不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。
- 2 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立のリスクも存在するため、未然防止や早期支援が重要であること。
- 3 学校や教育委員会は児童・生徒や家庭へ働きかけ、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図り、未然防止から長期化への対応までの組織的・計画的な取組を行うこと。
- 4 保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりで取り組む。保護者は、その保護する児童・生徒が不登校及び不登校傾向になった際には、家庭での話し合い等や学校をはじめとする関係機関との相談・連携を通して、児童・生徒の社会的自立を促す。また、地域住民及び関係機関は、不登校の情報を得た場合には、学校や保護者の相談により協働的な取組に協力する。

### 学校の取組

- 1 不登校対策を推進する担当の指名
- 2 「登校支援員」「養護教諭補助」の活用
- 3 「不登校対策委員会」の実施
- 4 不登校対策に関する年間計画の作成
- 5 各種調査の活用
- 6 「個別適応計画書」の作成
- 7 関係機関との連携
- 8 日常的な居場所から教室復帰へ
- 9 不登校児童生徒の出席の取扱いに関する判断

### 教育委員会の取組

- 1 研修の実施（教員の資質・能力の向上）
- 2 不登校に関する「連絡協議会」の実施
- 3 「登校支援アドバイザー」「メンタルフレンド」の派遣
- 4 つばさ教室における支援
- 5 「不登校特例校」の設置に向けた準備
- 6 学習支援の充実（関係機関との連携やICT等の活用）
- 7 「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置
- 8 「学校外の民間施設」との連絡会の実施
- 9 スクールソーシャルワーカーの活用
- 10 今後の不登校対策施策について検討する会議体の設置